

# 週 報

「信じます。

不信仰なわたしを、  
お助けください」。

(マルコによる福音書第9章24節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています  
日本基督教団 西宮共同教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

[koudou@gamma.ocn.ne.jp](mailto:koudou@gamma.ocn.ne.jp)

## 小さな手大きな手

(前週よりのつづき)

「使用済み核燃料プールの破壊により冷却水が漏れ、保管されている使用済み燃料 380 体が熔融します。それらは露天に面しているため、環境中に放射性ダストが飛散し、東日本一帯が深刻な放射能汚染にさらされる可能性があります」(森重、前掲書)。

という検証で、森重さんは、前掲書第2章で、「1号機の倒壊を防ぐ方法」を提案しています。東電は「…原子炉には横からの支えもあることなどから『大規模な損壊に至る可能性は低い』とする。ただ、地震で沈下する可能性は否定できない」です。(2026年3月9日、朝日新聞)。

そして、3月9日の新聞(朝日)のもう一つの特集「51年までに廃炉、多難の道」の、その「多難」の一つ一つは、単に多難であるだけではなく、そもそもが難しいことを、事故から15年の事故対策の取り組みそのものが物語っています。

「デブリ 880 トン、採取したのは 0.9 グラム」

「処理水放出、現状ペースでは間に合わず」

「作業に伴う廃棄物、処分場所や方法未定」

以上新聞の3点は、実は「廃炉」に向けての多難の一部であって、事故対策のあらゆる課程で発生し続ける放射性物質のすべては、「多々多…難難難…」でそもそも処理不能です。

「51年で廃炉、多難の道」は、3つの原子炉がメルトダウンした、東電福島の場合廃炉の定義も、成り立たないのが現状で今に到っています。

「デブリ、880 トン、採取したのは 0.9 グラム」

「51年までに廃炉・多難な道」と言われていますが、「廃炉」の定義も確認もされている訳ではありません。

そこにあるものを「廃する」というのは、一般的には「更地」でしょが、原子炉に関する限り、3つの原子炉が中でもメルトダウンした東電福島の場合、放射性物質で汚染され尽くしているとすれば、そこが何か別の用途に使われることは考えられません。

しかも、高い放射能の現状では「デブリ全量を取り出す計画」は、15年経って、0.9グラムの「採取」であってみれば、計画そのものがまやかしです。

「処理水放出、現状ペースでは間に合わず」

正真正銘の「放射能汚染水」であるものを「処理水」とあるとこじつけて、すぐ近くの海水を汲み上げて、少し離れた海に流すのが「処理水放出」というまやかしです。何より良くないのは、原子炉の稼働という極めて危険な施設を運用する場合の基本である、科学・技術の責任とそれに乗っ取った、まさしく科学的・技術的でありように、もとめることです。放射能の毒を、すぐその海水を汲み上げ薄めて、すぐその海に流すなどは、どんな意味でも、科学的でも、技術的でもありません。東電が刑事裁判で問われたのは、まさしくそこであり、それを一貫して「想定外」としたのは、科学・技術にもとめる以外の何者でもありません。

「作業に伴う廃棄物？処分場所は未定」

「処分場所は未定」は、正確には「処分場所は得られない」です。

何故か。

例えば、原子力発電所の稼働で発生する放射性物質、その毒はどんな意味でも人為的に消去することはできません。「除染」という言葉があっても、その毒は消し去るのではなく、どこか別のところに移しているだけです。結果的には、その毒はどこかに溜まり続けます。3つの原子炉が、メルトダウンした、東電福島の場合、たくさんの種類の途方もない放射能の毒が発生し、溜まり続けることとなります。

ですから、「処分場所は未定」ではなく、「処分場所が得られない」です。東電福島の場合、処分場所が得られない放射性物質は、事故の東電敷地に「仮置き」され、増え続けています。これからも、ずっと。